

# ブランドイメージ・グラフィック使用のご案内

洞爺湖有珠山ジオパーク推進協議会

洞爺湖有珠山ジオパークブランドイメージ・グラフィックは、当ジオパークの様々な取組を、国内・国外に広くアピールするため、平成22年6月に採用したものです。申請者が適切に使用していただくため、使用方法、手続等をまとめましたので、趣旨をご理解いただいた上で、ご活用ください。

## 1 使用対象者について

当ジオパークの趣旨に賛同し、下記の使用条件に沿った手続きを行うすべての住民・企業・団体等にご使用いただけます。

## 2 使用申請について

事前に「ブランドイメージ・グラフィック使用申請書」(様式1)により、協議会に申請(FAX、メール可)し、承認を受ける必要があります。

## 3 使用承認について

申請書等に基づき審査し、使用を承認するものについては承認書(様式2)と画像データ(JPGまたはPNG形式)をお渡しします。

## 4 使用条件について

(詳しくは、「ブランドイメージ・グラフィックの使用に関する要綱をご確認ください。)

- (1) 営利目的の使用は有償となります。
- (2) 次の場合は使用を認められません。
  - ・当ジオパークの趣旨に反する団体、又は使用方法とみなされるとき
  - ・地質資源、地球環境の保全に反する団体、又は使用方法とみなされるとき
  - ・特定の政治活動や宗教活動に関連する団体、又は使用方法とみなされるとき
  - ・協議会、関係者、その他第三者に不利益を与える団体、又は使用方法とみなされるとき
  - ・公序良俗に反する団体、又は使用方法とみなされるとき

## 5 データ使用上の注意事項

使用を承認された方は、次の注意事項を守り適切に使用してください。

- (1) ブランドイメージ・グラフィックの一部分のみを使用、又はブランドイメージ・グラフィックを変形、もしくは他の図形や文字と重ねて使用しないでください。また指定外の配色はしないでください。
- (2) ブランドイメージ・グラフィックの使用により生じたトラブル、損害等に関して、洞爺湖有珠山ジオパーク推進協議会は一切の責任を負いません。
- (3) 物品及び各種印刷物等にブランドイメージ・グラフィックを使用する際にかかる費用は、使用者が負担してください。
- (4) その他、当協議会の定める「ブランドイメージ・グラフィックの使用に関する要綱」に基づき、適正に使用してください。
- (5) 使用条件に違反した場合、使用申請書の内容に虚偽があった場合は、使用条件の変更、使用承認の取消、使用物件の回収を求めることがあります。また、使用者はブランドイメージ・グラフィックを自己のものとして使用したり、画像データを二次配布することはできません。

## 6 ロゴマークとの使い分けについて

洞爺湖有珠山ジオパークには、公式ロゴマークがあります。ロゴマークと本ブランドイメージ・グラフィックとの使い分けは、次の表を参考にしてください。(公式ロゴマークの使用については、別途お問合せください。)

<b>①ブランドイメージ・グラフィックを単体で使用できる場合</b>
・周辺景観、楽しさ、期待感等を伝達する普及・宣伝活動用の媒体で、デザイン上ロゴマークとの併用が望ましくない場合。 【使用イメージ】 グッズ、ステッカー 等
<b>②ロゴマークとの併用が推奨される場合</b>
・双方を使用することで、高い認知・普及効果が期待できる場合。 【使用イメージ】 ポスター、広告 等
<b>③ロゴマークの使用が必要な場合</b>
・協議会、関係団体の製作物であると公的に示す必要がある場合、またはジオサイト等への案内サインとして用いる場合。 【使用イメージ】 解説・案内看板、案内マップ 等

## 7 使用料について

営利目的で使用する場合の料金は、次のとおりです。

1 団体の使用につき 30,000 円 (税込)
--------------------------

営利目的とは

○次のものは【営利目的】となります。

- ①商品に主要デザイン※としてつかうもの  
(例：Tシャツデザインとして使用する、菓자에直接プリントする 等)
- ②販売促進目的の媒体に主要デザイン※として使うもの  
(例：景品、広告、看板、ポスター、カレンダー、web ページ、商品のパッケージ 等)
- ③その他、洞爺湖有珠山ジオパーク推進協議会会長が「営利目的」と判断したもの

※「主要デザイン」とは、対象物中における意匠範囲1面(頁)の1/2以上の範囲に使用する場合

○ただし、【営利目的】であっても、次にあてはまる場合は使用料を免除します。

(該当する場合、申請書にわかりやすく記載してください)

- ①ジオパーク圏域内に所在する団体(個人)が使用するもの
- ②教育目的(火山防災、自然科学等)に使用するもの
- ③ジオパークの紹介を目的とした雑誌・Web・新聞記事等に使用するもの
- ④その他、洞爺湖有珠山ジオパーク推進協議会会長が特に認めたもの

## 8 お問い合わせ

洞爺湖有珠山ジオパーク推進協議会 事務局

〒049-5692 北海道虻田郡洞爺湖町栄町58番地 洞爺湖町役場内

電話 : 0142-74-3015 FAX : 0142-76-4727

E-mail : info@toya-usu-geopark.org